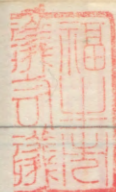


せますので、よろしくお願いいたします。

次に義務教育の問題ですが、これは現在いろいろの解釈がございます。最高裁の判例によりますと、授業料だけの免除という一つの解釈もあるようにございます。むしろ問題と認めますけれども、修学旅行の補助にいたしましても、一般財源はいたしたことでございせんが、ただ単に修学旅行の補助金だけの問題でなく、行政関係はもちろん、内部にいろいろ悪影響があることでございましょう。これはもちろんやつて悪いことではないと思えますけれども、教育の立場ということもございますので、教育の担当者から現在の考え方を述べさせますので、よろしくお願い申し上げます。

身障者の施設につきましては、御希望に沿えないようなことでございまして、いま時期は申し上げられないというところでございまして、一応何かそろいましたときには、老人の問題とかいろいろのことも含めて考えていくべきものと考えておりますので、よろしく御了承いただきたく思いう次第でございます。



○福祉事務所長（森田 猛君） ただいまの御質問に市長からだいたい御説明したわけでございますが、補足いたしましたして私から身体障害児の関係につきまして若干御説明を申し上げます。

身体障害者と申ししましても、御承知のように法律におきましても二点あるわけでございます。いわゆる精神薄弱者福祉法と身体障害者福祉法の二点がありまして、内容がそれぞれ違うわけでございます。たとえば身体障害者の場合でも、肢体不自由と失明者、ろうあ者等いわゆる内部障害というように分かれております。それから身体障害の関係の主な分け方でございますけれども、一時的でも長期に收容するという点につきましても、先ほど市長が申し上げましたとおり、非常に貧弱な財政であり、施設をつくることは無理ではないかと考えるわけでございます。精神薄弱者の施設といたしましても、最近できました八王子の福祉園がございすけれども、これは都の施設でございす。何しろ重度の方が多いためでございます。一人の障害児につきまして三人の直接寮母で二十四時間つかなければならぬという関係もあるわけでございます。したがいまし

この建設という面につきましては、どうしても国あるいは都道府県段階でなければ不可能ではないかと考えるわけでございます。それから精神薄弱者の関係では、青梅市に福祉作業所があるわけでございますけれども、これは立川の配下に入っております。本年度現在で約四十名の人を収容して作業の簡単なものを覚えさせるということとです。本年は二十名増員しようという計画で予算も通っておりますが、二十名増員するだけで、用地を別にしても約一億六千万円かかると、相当ハンデイのある方でございますので、それに対する処遇、施設面から一般の方と違って配慮しなければならぬということでございます。

それからなお肢体不自由等の例をとってみても、収容施設には施設長がいるわけですが、施設長については医師でなければならず、かつ外科的に経験の深いということもあるわけです。また失明者についても、もううあ者についてもむずかしい問題もありますので、一市町村での建設は不可能と鬼います。しかし私どもの福祉といたしましては、確かに大ぜいの気の毒な家庭があるわけですので、それぞれのケースにより

まして相談を受け、保護者と福祉事務所と協力しあひましてやっていかなければならぬのではないかと鬼っております。

なお、十八歳未満の方については、児童福祉法が適用されるわけでございまして、これには児童相談所が職権をもつてやらなければならぬということでございます。福祉事務所といたしましては、児童相談所には協力しなければならぬということもあるわけでございます。これが三者一体となつて、この毒な方に対し援護を実施していきなさいという考えをしております。

福生市といたしましては、五十年度の四月からホームヘルパーを一名入れまして、障害を持つ方の家に派遣いたしました。上の子が小学校へ行つていゝ場合には、授業参観日や父兄会等あるわけです。また病氣になつた場合、医者へ薬を取りに行くとき、障害児をみることで四月がう充足しておりますが、なかなか仕事自体もたいへんなものでございまして、保護者からはたいへん喜ばれております。これが二月間過ぎた経過でございます。

先ほど申し上げましたか、なかなかむずかしい問題もございますの

で、直接収容することはできないにしても、それ以外の関係で福祉事務所と家庭とが話し合つて、歩いていくというのが、最近やり得ることではないかと、このように考えている次第でございます。

○教育長（町田倍二君） 自席からお許しをいただきますして御答弁申し上げます。

義務教育課程におけるクラブ活動の関係についてお答えいたします。

まず最初に、クラブ活動の関係で生徒の意識調査を行なったことがあるか—との御質問でございますが、このような調査は学校が自主的に行なう場合は別ですが、教育委員会が直接行なうことは好ましくないので調査はしておりませんので御了承くださるようお願いいたします。

それから中学校のクラブ活動につきましましては、いろいろ各方面で論議を呼んでいるところでございますが、中学校の教育課程が去る四十七年に改定されまして、具体的学校教育法施行規則の改定、また文部省の学習指導要領の改定がありまして、この改定学習指導要領の中で最も変化の激しかったのが特別活動でございます。その変化の中核をなしたのがクラ

ブ活動であるといわれております。

いままで自由参加をたてまえとしたクラブ活動については、今回の指導要領の改定によりまして、授業クラブ、

すなわち全員参加の必修クラブ活動に改定されてまいりましたのでございます。もちろんこの授業クラブには文化的なクラブ活動、体育的なクラブ活動も含んでおります。そこで、この学習指導要領におけるクラブ活動の要

点でございますが、これは必修の正規の授業としてのクラブ活動となりまして、教育課程上の位置づけがはっきりしたわけでございます。しかし

これは毎週一定時間を確保しての生徒全員のクラブでございまして、選手を養成するための性格のものではないとされております。したがいま

して、福生の各中学校にあきましては、生徒の必修クラブについては授業として実施しているわけでございます。したがしまして、当市の場合、

クラブ活動に関する違法性は全くないといえるわけでございます。

次に、一般的にいわれておりますクラブ活動ですが、これは教育職員

しては、学習指導要領にはどう判定されているかと申しますと、そのま
ま課外クラブを存続するか廃止するかは、学校の方針いかんで廃止し
てもかまわぬといきめられていたわけでございます。そういう経過ござい
まして、当市の場合、二中は存続をしているのですが、一中については当時
課外クラブを実施しないという方針をきめたのだと思っております。

いたがいまして、法的に申し上げますと、学校では授業時間内の必
修クラブ活動を実施すれば違法ではないということでございます。さら
に課外クラブにつきましては、勤務時間外のことでもありますので、学校
長は強制することができないという制度になっております。このような
ことでございしますので、この点御理解をいただきたいと存じます。

それから、これは以前に新聞等で御承知と思いますが、過去に、教職
員が時間外勤務をした場合、超過勤務手当を出すとか出さないという
ことで非常にめめたことがございます。結局、裁判事件にまで発展い
たしましたが、これからはいずれも文部省側が敗訴しております。すな
わち、教職員が時間外勤務をした場合、その手当を支払うべきだと

いう判決があったわけでございます。しかし教職員の勤務の特殊性を
考慮されまして、その解決策といたしまして、教職員には教職調整手
当として本俸の四％が支給されるということで、時間外手当の問題は決
着したわけでございます。そのときに日教組と文部省の間で了解事
項が取りかわれております。その了解事項の内容は、教職員には時
間外勤務を命じないものとするということでございます。その了解事
項を踏まえまして、教職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関す
る規定が文部省の訓令として公布になったわけでありましたが、この訓
令の内容は、教職員には原則として時間外勤務を命じないとするとの
大原則が規定されております。そして特例といたしまして、時間外勤務
を命ずることができる場合は、小中学校に つうましては学校業務に関す
る業務、これは修学旅行とか遠足、運動会等をさしてあります。そ
れと職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない必要な業務
というように規定されているわけでございます。いたがいまして、仮に学
校長が課外クラブを実施したいと考えましても、この訓令によって教職

員には強制できないという制度になっているわけです。ですから、いま課外活動を実施している学校は、教職員が自発的に、奉仕的に実施をしていただいているということです。

以上、クラブ活動に関しまして、学習指導要領の面からと、教職員の時間外勤務の面から御説明申し上げました。よろしく御指導賜りますようお願いいたします。

それから、これも最近の新聞に出ましたが、国に社会教育審議会というものがござります。この社会教育審議会が当時の文部大臣に建議をしております。それをいただいま申し上げますと、課外クラブとか夏休み期間中のプールは学校中心でなく、父兄がリードするべきだという建議が出されております。ただ、この建議に対しての文部省の方え方、方針はまだ出ておりません。そのうち文部省からも方針が打ち出されてくるのではないかと思っております。

それから子供さんたちの対応策でござりますが、この社会教育審議会の建議をもとにしてという意味ではございせんが、子供のスポーツ

の振興をはかるといふことで、すでに広報、お知らせ等で御案内しておりますが、現在スポーツ指導員を補充してありまして何人か集まっておりますが、現在、社会体育の面で少年野球とか小中学生のバレーボール、

少年サッカー、軟式庭球というものもやっております。小中学生の少年野球については毎週牛浜球場を使って実施しております。小中学生のバレーボールについては、毎週土曜日に一中和三中の施設を使って実施しております。少年サッカーについては一中の施設を使ってこれから始めたいと思います。軟式庭球についても相当希望がございまして、これも計画し、一中の施設を使用いたしまして毎週土曜日に実施しようという段取りになっております。

そういうことで、クラブ活動の対応策ではございせんが、私ども社会体育を推進するといふ意味で、これらのことをさらに進めていきたいと考えております。

以上、御答弁にならなかつたと存じますが、クラブ活動についての答弁といたします。

○教育委員会学務課長（古谷正夫君） 自席からお許しをいただきまして、指田議員さんの修学旅行の件について御答弁申し上げます。

御指摘のとおりでございますが、各市町でやっているところもございます。その中で私どもでも限られた予算の中で創意くふうをし、最大の効果をあげるよう日夜努力しているわけでございます。教育委員会といたしまして、年々義務教育にかかる公費負担の増額を要求しているわけです。

ちなみに申し上げますと、財政措置といたしまして四十七年度から新一年生に対する入学祝金を贈呈いたしました。また、先ほど御指摘いただいたとおり、五十年年度から小学校八百円、中学校千円という補助教材費を計上させていただいたわけでございます。今後、その限られた予算の中で効果をおけると同時に、補助教材費の増額をはかっていきたいと考えております。

なお、修学旅行の補助費につきましては、先ほど御指摘のとおり、羽村町、秋川市で実施されており、そのため三多摩で申し上げますと、

二十六市中十三市が実施しているわけでございます。その実施の形につきましては、羽村町は全額ですが、秋川市は二分の一、その他は千円から二千円程度負担しているという形でまちまちでございます。憲法でも先ほど市長から申し上げましたように、判例の中でも義務教育は無償であるとのことでございます。国の財政が許す限り軽減するよう配慮し努力すべしという判例もございます。私どもといたしまして十分修学旅行の費用につきまして、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○十番（指田保雄君） ただいまの御説明によりまして、クラブ活動ということについてはよく現状がわかりました。しかし実際問題において父兄が負担している教育費は非常に大きな負担になっているわけでございます。先ほどの調査のとおり、三万円、四万円かかっているわけです。一般の家庭には小学生二人、中学生一人とか、中学生二人とかというようにお子さんがいらっしゃるわけでございます。そういった方々の教育費の負担というものは、直接学校に払うものだけでなく大きな付属的な

ものがあるわけでございます。そういった観点から、何とか修学旅行の費用だけでも市で援助していただきたいと考えているわけでございます。

また、クラブ活動でございますが、確かに学校の教師との話し合い等々、いろいろむずかしい問題があると思います。しかし教育委員、会の事務は、教育長の指揮監督のもとに委任されているわけでございますので、どうかできる範囲内で今後の小中学生に対する体カづくりの意味からも、強かにその児童生徒の竟に浴えるような行政を進めていただきたいと念願するものでございます。

先ほど市長が福祉はたてまえであると、確かにそのとおりであります。福祉というものは、私もか生命を伸ばして生きていくということ自体が福祉の問題になるのではないかと思います。たとえば道路一つくるにしてもこれは福祉の問題でございます。下水道も福祉の問題でございます。身体障害者は私たち健康者に対し大きなハンデキャップを持っているわけでございます。そういった心身に障害のある方に対して、私

たちができるだけのことをしてあげるのは大事なことでないかと思っております。

身体障害者福祉法第三条、国及び地方自治体は、身体障害者に対する更生の援助と更生のために必要な保護の実施に努めなければならない。

国民は、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。このように規定されております。身体障害者という問題を考えたときに、いまま

での行政のあり方は、隔離する、目にふれさせない、われわれ健康者と接触させない、こういう方法であつたかと思ひます。そういった観点から身

体障害者に対する行政の遅れも大きなものがあるのではないかと考えております。身体障害者雇用促進法によれば、国及び地方公共団体の任命権者並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の統裁は、職員の採用について、当該機関は、職員の採用について、当該機関に勤務する身体障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、政令で定める身体障害者雇用率を乗じて得た数——ということ

おきましては、二%の雇用率を重じますと五名の身体障害者が勤務していただけないのが現状であるのに、現在四名の身体障害者しか勤務していないことを考えてみても、もう少し前向きに身体障害者に対する行政というものを進めていかなければならないのではないかと考える次第でございます。

先ほど施設についてできるかは答えられない——というお話でございましたが、この四十八年度行政報告書によりますと、福生市の必要施設として身体障害者福祉施設、学齢前身体障害者、精薄者福祉施設が必要であると警告しているわけでございます。この設置義務者は確かに市にはなっております。市で設置するには大きな財政負担であると思えます。そこで誘致の形で東京都または国に対して、その誘致に対して四十八年の行政報告をつくった時点から現在まで、どれだけ国や都に対して手を打ってきたのかお聞きしたいと思えます。

福祉事務所長（森田 猛君） 指田議員さんにお答えいたします。身体障害者関係の施設関係については、福生市だけの悩みではな

く、われわれが関係してあります多摩二十六市にあるわけでございます。

この二十六市の中に市長会で認められている組織として福祉担当部長会と福祉事務所長会の二つがあり、それぞれ毎月会合をもっております。

その会議はそれぞれ幹事があり、二十六名が会員となっております。福祉全般につきましていろいろ施策の検討をしております。また、東京

都からも毎年各市の実情を聞かせてほしいということ、あるいは予算に対してどういう要望があるかということが毎年あるわけでございます。その

中で福祉事務所長会あるいは福祉担当部長会といたしましても、それぞれ各ブロックごとに会合を開きまして、それぞれ市の要望事項等を検討いたしました。それを持ち寄るわけでございます。福生の場合は西部

ブロックになっております。九市が入っております。この両方の会議が定例会のある月を除き開催されているわけですが、福生市につきまして

は部制がございましてありません。私の両方の会議に出るわけでござい

ます。その中においても身体障害者だけでなく、特別老人ホーム、精神薄弱者関係、児童相談所の増設等それら全般にわたりました。

毎年繰り返し会長名をもって両方の会から公文書として知事あるいは国に対して要望書を提出しております。最初、それはたいぶ認められ、たとえば青梅の福祉作業所の増員、立川の福祉作業所の改築、小平の児童相談所の新築というものが出てきたわけでございましてけれども、例の財源難による骨格予算ということ、また、ここで東京都の六月補正でもそういう面につきましては全部カットされておりまして、われわれといたしましては、六月定例会終了後、七月に部長会、所長会が開催され、われわれが東京都に出した要望事項につきましては検討するという段階になっていくわけでございまして、これにつきましては福祉だけでなく、各市の共通の悩みでございまして、年に何回も要望を出してやっているのが実情でございまして。

○秘書職員課長（高水 求君） 身体障害者の雇用の問題ですけれども、本件につきましては、かねがね人事担当としては考慮しております。今後これらの雇用等につきましては、法律の趣旨をも尊重して善処していきたいと考えております。

十番（指田保雄君） これから努力するというところでございますので努力していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、身体障害者問題というのは、まず行政当局が引き金を引かなければ、障害者に対して活動の場が与えられなければ、ほんとうに安心して障害者が住める世の中が、またまちづくりができないのではないかと思います。そういった意味からもお年寄りや子供が安心してお歩いて歩ける市、そういった市に始めて身体障害者も安心してそこへ行きたい、ここへ行きたいという基本的な人権である権利をめぐることができるようになると考えております。

今後、さらに充実した身体障害者に対する施策を望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（貫井喜代次君） おはかりいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思っておりますが、これに御要議ありません。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 ようて本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 暫時休憩いたします

午後四時二十二分 休憩

午後四時四十一分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に八番山崎良之助君

(八番山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 御指名をいただきましたので、貴重な時間をお貸し願ひ、たいへん不慣れでございますが、お許しをいただきました。二項目につき質問をいたします。

まず質問の第一点として、青梅線福生駅東西連絡路についてお尋ねいたします。

御存知のように、福生駅は立川駅につぐ二番目の多数の乗降客があり、文字とおり西多摩の表玄関でございますが、福生駅西口に店舗をかまえる中央商栄会、さらにこれにつながる銀座通り商栄会は、地理的好条件と商店街の方々の長年の努力と陳情により、商業都市福生の中核地となり、商店街の繁栄とともに今日の福生が生まれと云って過言ではないと思います。しかし過ぐる年の石油バニック以来、わが国は予想以上の不況にみまわれ、当商店街もその例にみれず、お客の激減や売り上げの低下等がみられ、不況に追い込まれていくのが偽らざることでございますが、さらに一昨年東口に大駐車場を有する大型店舗の進出により、その及ぼす影響は想像以上に大きく深刻な危機に直面している現状であります。

これらの状況から中央商店街においては種々対策を練り、歩行者天国の実施、さらには独自の駐車場の設置を計画し、奔走の結果、まことに